

久御山町教育大綱（案）

令和4年度～令和6年度

令和4年4月

久御山町

1 はじめに

平成 27 年 4 月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、新しい教育委員会制度がスタートし、同法第 1 条の 3 第 1 項に、「地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的施策の大綱を定めるものとする」と規定されました。

久御山町教育大綱（以下「教育大綱」という。）は、「久御山町第 5 次総合計画」に即し、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において、協議・調整し、平成 27 年度に策定、平成 30 年度に改訂しましたが、計画期間が満了を迎えるにあたり、令和 3 年度の総合教育会議において、教育大綱の改訂を行いました。

（１）教育大綱の位置付け

教育大綱は、本町の教育行政を推進するための基本指針となるものです。

町長または教育委員会において所管する教育・文化分野の基本理念、教育方針を示し、住民の理解、協力を求め、地域総がかりによる教育を進めます。

（２）期間

教育大綱の対象期間は、令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間の基本とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

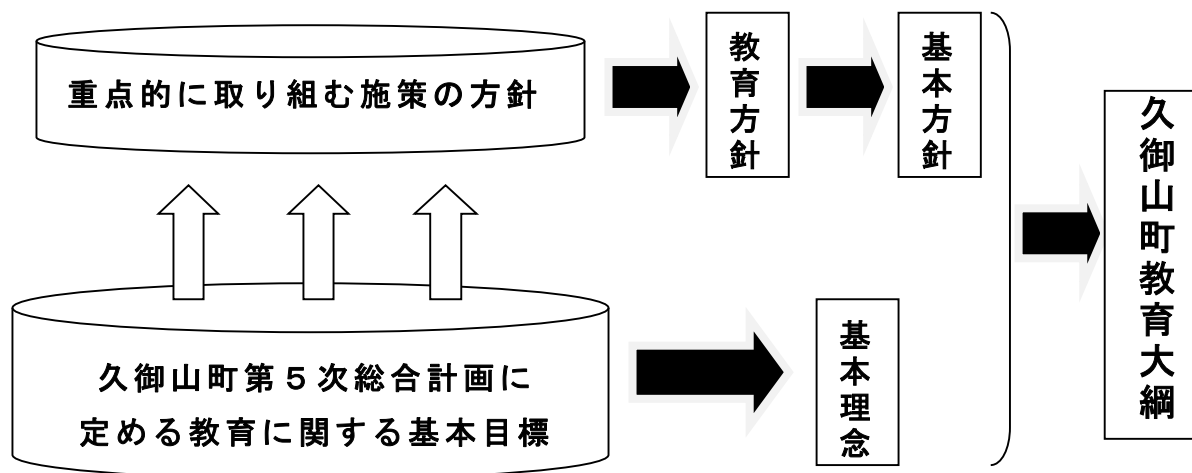
＜第 5 次総合計画に掲げる久御山町の将来像＞

つながる心 みなぎる活力 京都南に「きらめく」まち
～ 夢いっぱい コンパクトタウン くみやま ～

2 教育大綱の構成

教育大綱は「基本理念」「教育方針」によって構成します。
また、それらを実現するための「基本方針」と合わせて定めるものとします。

《教育大綱のイメージ》



(1) 基本理念

教育大綱の「基本理念」は、第5次総合計画の基本目標である「地域の力を結集した教育の推進・人と人がふれあい、尊重し合う心を育む」とします。

地域の力を結集した教育の推進

人と人がふれあい、尊重し合う心を育む

本町では、少子化や高度情報化の進展、コミュニティの変容をはじめ、子どもたちの育ちを取り巻く環境が大きく変化する中、誰もが安心して質の高い保育・教育を受けることができるまちをめざします。

学校・家庭・地域が一体となって、心と体を鍛え、人や社会と繋がり、自立した心豊かな人間に成長できるよう知・徳・体の調和のとれた「久御山の子」を共に育てます。

また、希望するすべての子どもが就学前教育を受ける機会づくりを推進するとともに、就学前から中学校卒業までを見通した学力の充実・向上、子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を習得するとともに主体的に未来を切り拓く力を身につけられるよう、言語力を高め、ICTを効果的に活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びの推進を図ります。

加えて、住民意識の多様化や生涯学習への関心が薄れる中、生涯学習やスポーツのさらなる推進を通じて、人とのつながり、郷土を愛する心を育む人・まちづくりをめざします。

このため、町全体を大学のキャンパスのようなひとつの「生涯学習のタウンキャンパス」として位置づけ、「まなぶ（生涯学習の機会の充実）」「そだてる（地域人材の育成）」「つなぐ（タウンキャンパスの充実と地域資源の活用・連携）」「ささえる（生涯学習推進体制の整備）」という4つの視点から生涯学習を推進します。

（2）教育方針

- 園小中一貫教育による「生きる力」の育成
- 次代を担う子どもの育成に向けた教育施策の充実
- 学校・家庭・地域の力を結集し、地域総がかりで子どもを育てたいと実感できる環境づくりの充実
- 人と人がつながり、地域がつながる温かいまちをめざした生涯学習の推進

3 基本方針

大綱に位置づけた教育方針の実現に向けて、就学前教育から小中学校、さらには社会生活への発達段階に応じた「たての接続」と、学校、家庭、地域等社会全体で取り組む「よこの連携」に留意しつつ、次の6つを基本方針として取り組みます。

(1) 就学前教育の推進充実

だれもが共に家事や育児を担う社会の変化を背景に、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、幼児期の保育・教育環境や質の充実に向けた取組が進められてきました。

このような状況の中、久御山町では平成30年度に、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、地域の子育てのさまざまなニーズに応える「幼保連携型認定こども園」に移行し、~~「量」の拡充を図りました。~~

~~一方、「質」の向上ということでは、全ての子どもに質の高い就学前教育を実施するため、平成29年3月「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂され、~~するとともに令和3年度末には全てのこども園施設の一体化を終えるなかで、就学前の乳幼児に同じ施設で同じ保育・教育を保障することができるようになりました。

今後においても、就学前（0歳～5歳）の保育・教育において、子どもと保育教諭との愛情ある関わりの中で、3つの視点（身体的発達の「健やかな育ち」・社会的発達の「気持ちの通じ合い」・精神的発達の「感性の育ち」）を大切に丁寧に看取り、相互に関連させながら子どもの「学びの芽生え」を促すとともに、生涯にわたる人格形成の基礎となる非認知能力（目標達成に向かう心的態度・自己調整力・他者と協働する力・粘り強く頑張る力・挫折から回復する力等）と学力の基盤となる「言語力」の醸成に努めます。

また、0歳～5歳のすべての子どもが「生活」や「遊び」を通して「学ぶ」ための基盤となる環境整備に努め、保育・教育内容の更なる充実と保育教諭・職員の資質向上に努めます。

(2) 人生を主体的に切り拓くための学び

~~知識・情報・技術をめぐる変化の速さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が人間の予測を超えて進展しています。~~

~~その上で新学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力の~~

~~育成と学習評価の充実が掲げられました。~~

これから迎える超スマート社会（Society5.0）やグローバル社会への対応など、めまぐるしく変化する社会において、変化を前向きにとらえて、自分の力で考え、判断し主体的に行動でき、よりよい社会と幸福な人生を作り出せる人が求められています。

こうした背景の中、本町においては、子どもたちに就学前から系統的にはぐくんできた非認知能力を基盤とした「自己指導能力」（※1）を身につけさせ、様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、「生きる力」を育んでいくことを目指しています。

「生きる力」を育むことで、物事に対して主体的に向き合って関わることができ、予測困難な時代にも自分の力で未来を切り拓いていく力へとつながっていきます。

~~今後においては、「0歳から15歳までの育ちと学び」を大切にした園小中一貫教育を推進していくことで、子どもたちの「希望進路の実現」に向けた前向きな挑戦が継続できるよう、心と体を鍛えるとともに、ICTの効果的な活用により、多様な子ども一人一人の能力や適性等に応じた教育を進め、学びを人生や社会に生かしていこうとする心豊かな人間形成へとつながる教育の充実に努めます。~~

※1 様々な出来事や情報を受け止め、主体的に判断しながら、課題を解決していくための力

（3）家庭・地域社会の教育力の向上

~~急激な社会情勢の変化は子どもたちの教育環境や育ちについて影響を与え、基本的な生活習慣の乱れや学習意欲の低下、不登校、さらには自制心や規範意識の低下による少年犯罪の低年齢化などさまざまな問題が浮上しています。~~

予測困難な時代において、物事に対して主体的に向き合って関わることができ、自分の力で未来を切り拓いていく力を持つ、心豊かな人間に成長するためには、周囲からの愛情や信頼、期待などに「包み込まれているという感覚」を土台として「自己肯定感」がはぐくまれる環境が必要であり、学校はもとより家庭や地域がそれぞれの役割と責任と強みを自覚し、社会総がかりで教育に取り組むことが大切です。

家庭はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、豊かな心や思いやりを育むうえで重要な役割を担っており、「包み込まれている感覚」の土台を築くことから家庭の教育力を高めるために学校、地域社会と連携した取組を推進します。

地域社会においては、教育に関心を持ち、教育活動に参画することにより地域総がかりで子どもを育てるという思いが大切であり、地域社会

の力を結集したコミュニティ・スクールによる地域住民の意見を反映した「学校力（※2）」の向上を図ります。

※2 質の高い教育活動を展開し、子どもたちへの教育効果を高める力

（4）人と人がふれあい、尊重し合う心の育成

本町では、学びの成果を豊かな地域づくりに反映するため、世代を超えてさまざまな活動に参加できる機会づくりや住民、企業、行政の連携による生涯学習を推進するとともに、学びの成果が地域に還元され、人と人がつながっていく地域をつくるサイクルの確立に努めます。

また、住民一人一人が互いの人権を尊重し合う人権意識の高揚を図るとともに、平和を願う心を育む教育の推進に努めます。

（5）生涯スポーツの機会を充実

スポーツは、心身両面にわたる健康の保持増進や生きがいづくり、青少年の健全育成、住民の連帯感の醸成など多様な側面から生涯スポーツの重要性が高まっています。

スポーツ人口のすそ野を広げるために、身近にスポーツに親しむことのできる機会・環境の充実を図るとともに、子どもから高齢者まで住民誰もがスポーツに興味を持てるよう、機会の提供を推進します。

~~一方、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を直前に控え、それら競技となっている種目のトップアスリートを招致し、校内や校外でクラブ活動に取り組んでいる児童・生徒に、直接指導いただくことで、技術力の向上を図るとともに、夢を持つことの素晴らしさを体感してもらい、事業も引き続き実施します。~~

（6）まちへの誇りと郷土愛の醸成

歴史や文化を知り、これまでの町の歩みを共有していくことは、住民のまちへの誇りや愛着、住民同士の交流を育むとともに、本町の対外的な認識を高めることにつながります。

町の歴史文化の保存・継承と積極的な活用により、住民のまちへの誇りと郷土愛を醸成します。

また、まちの個性である歴史・文化遺産を広く町内外にHPなどにより発信し、HPの充実に努め、住民の誇れる地域資源にしていきます。